

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2023年6月30日現在

～2023年6月29日

▲電話等サービス契約約款（平成11年経企24号）

[令和5年4月17日](#)現在

目次（略）

第1条～第4条（略）

2023年6月30日～

▲電話等サービス契約約款（平成11年経企24号）

[令和5年6月30日](#)現在

目次（略）

第1条～第4条（略）

(電話等サービスの種類)

第4条の2 電話等サービスには次の種類があります

種類	内容													
一般電話等サービス	利用回線等を使用して提供する電話等サービス													
削除	削除													
緊急通報用電話サービス	出火報知又は人命救助用として、緊急通報用回線を使用して通話の着信のみのために提供する総合デジタル通信サービス													
契約者指定番号発信サービス	<p>当社が別に定める数を上限として発信元としてあらかじめ登録された利用回線等（当社が別に定めるものに限ります。）から当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通話について、当社の電気通信設備を介して提供する電話等サービス</p> <p>(注1) 本欄に規定する当社が別に定める数は、第4条の4の3（グループ発信サービスの種類）に定めるグループ発信サービスの種類及び第4条の4の4（第2種グループ発信サービスの区別）に定める第2種グループ発信サービスの区別に応じ、次表のとおりとします。</p> <table border="1"><thead><tr><th>グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別</th><th>別に定める数</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1種グループ発信サービス</td><td>500</td></tr><tr><td rowspan="4">第2種グループ発信サービス</td><td>プラン1</td><td>3,000</td></tr><tr><td>プラン2</td><td>1,500</td></tr><tr><td>プラン3</td><td>1,500</td></tr><tr><td>プラン4</td><td>1,500</td></tr></tbody></table> <p>(注2) 本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第4条の4の2（契約者指定番号発信サービスの種別）に</p>	グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別	別に定める数	第1種グループ発信サービス	500	第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000	プラン2	1,500	プラン3	1,500	プラン4	1,500
グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別	別に定める数													
第1種グループ発信サービス	500													
第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000												
	プラン2	1,500												
	プラン3	1,500												
	プラン4	1,500												

(電話等サービスの種類)

第4条の2 電話等サービスには次の種類があります

種類	内容																	
一般電話等サービス	利用回線等を使用して提供する電話等サービス																	
削除	削除																	
緊急通報用電話サービス	出火報知又は人命救助用として、緊急通報用回線を使用して通話の着信のみのために提供する総合デジタル通信サービス																	
契約者指定番号発信サービス	<p>当社が別に定める数を上限として発信元としてあらかじめ登録された利用回線等（当社が別に定めるものに限ります。）から当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通話について、当社の電気通信設備を介して提供する電話等サービス</p> <p>(注1) 本欄に規定する当社が別に定める数は、第4条の4の3（グループ発信サービスの種類）に定めるグループ発信サービスの種類及び第4条の4の4（第2種グループ発信サービスの区別）に定める第2種グループ発信サービスの区別に応じ、次表のとおりとします。</p> <table border="1"><thead><tr><th>グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別</th><th>別に定める数</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1種グループ発信サービス</td><td>500</td></tr><tr><td rowspan="6">第2種グループ発信サービス</td><td>プラン1</td><td>3,000</td></tr><tr><td>プラン2</td><td>1,500</td></tr><tr><td>プラン3</td><td>1,500</td></tr><tr><td>プラン4</td><td>1,500</td></tr><tr><td>プラン5</td><td>1,500</td></tr><tr><td>プラン6</td><td>1,500</td></tr></tbody></table> <p>(注2) 本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第4条の4の2（契約者指定番号発信サービスの種別）に</p>	グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別	別に定める数	第1種グループ発信サービス	500	第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000	プラン2	1,500	プラン3	1,500	プラン4	1,500	プラン5	1,500	プラン6	1,500
グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別	別に定める数																	
第1種グループ発信サービス	500																	
第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000																
	プラン2	1,500																
	プラン3	1,500																
	プラン4	1,500																
	プラン5	1,500																
	プラン6	1,500																

定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。

契約者指定番号発信サービスの種別	別に定める利用回線等
グループ発信サービス	携帯電話設備（電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるものに限りま す。）に係るもの（他の契約者指定番号発信サービス利用契約（グループ発信サービスに係るものに限りま す。）においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。）

第4条の3～第4条の4の3（略）

（第2種グループ発信サービスの区別）

第4条の4の4 第2種グループ発信サービスには次の区別があります。

区 別	内 容
プラン1	プラン2、プラン3、プラン4以外のもの
プラン2	第2種グループ発信サービスの利用に係る通話について、当社の電気通信設備に終端させた後、通話の相手に接続するもの
プラン3	1のグループ発信サービス利用回線ごとに1の電話番号（電気通信番号規則別表第6号に定める電気通信番号をいいます。）を付与するもの
プラン4	プラン2のうち、契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線が、法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係るもの

定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。

契約者指定番号発信サービスの種別	別に定める利用回線等
グループ発信サービス	携帯電話設備（電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるものに限りま す。）に係るもの（他の契約者指定番号発信サービス利用契約（グループ発信サービスに係るものに限りま す。）においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。）

第4条の3～第4条の4の3（略）

（第2種グループ発信サービスの区別）

第4条の4の4 第2種グループ発信サービスには次の区別があります。

区 別	内 容
プラン1	プラン2、プラン3、プラン4、 プラン5 、 プラン6 以外のもの
プラン2	第2種グループ発信サービスの利用に係る通話について、当社の電気通信設備に終端させた後、通話の相手に接続するもの
プラン3	1のグループ発信サービス利用回線ごとに1の電話番号（電気通信番号規則別表第6号に定める電気通信番号をいいます。）を付与するもの
プラン4	プラン2のうち、契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線が、法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係るもの

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 第2種グループ発信サービス（プラン1又はプラン3を除きます。）に係る契約を申し込む者は、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シェアードIP-PBXサービスの契約を締結することを要します。 第2種グループ発信サービス（プラン1又はプラン3を除きます。）の利用に係る通話については、通話の相手に契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約する第6種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信番号（その電気通信番号が電気通信番号規則第9条第1号に規定するものである場合は、その終端の設置場所に応じたものとします。）を通知します。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。 第2種グループ発信サービス（プラン4に限ります。）に係る契約を申し込む者は、TSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けている必要があります。 第2種グループ発信サービス（プラン4に限ります。）に係る契約を申し込む者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義は一致している必要があります。当社はD-U-N-S® Numberが一致していることをもって名義が一致していることを確認します。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1122 170 1368 288"> <p>プラン5</p> </td> <td data-bbox="1368 170 2112 288"> <p>プラン2のうち、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シェアードIP-PBXサービスカテゴリ-3のタイプ4のプラン2に係る契約の締結を要するもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 288 1368 406"> <p>プラン6</p> </td> <td data-bbox="1368 288 2112 406"> <p>プラン5のうち、契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線が、法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係るもの</p> </td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 第2種グループ発信サービス（プラン1又はプラン3を除きます。）に係る契約を申し込む者は、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シェアードIP-PBXサービスの契約を締結することを要します。 第2種グループ発信サービス（プラン1又はプラン3を除きます。）の利用に係る通話については、通話の相手に契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約する第6種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信番号（その電気通信番号が電気通信番号規則第9条第1号に規定するものである場合は、その終端の設置場所に応じたものとします。）を通知します。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。 第2種グループ発信サービス（プラン4又はプラン6に限ります。）に係る契約を申し込む者は、TSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けている必要があります。 第2種グループ発信サービス（プラン4又はプラン6に限ります。）に係る契約を申し込む者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義は一致している必要があります。当社はD-U-N-S® Numberが一致していることをもって名義が一致していることを確認します。 	<p>プラン5</p>	<p>プラン2のうち、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シェアードIP-PBXサービスカテゴリ-3のタイプ4のプラン2に係る契約の締結を要するもの</p>	<p>プラン6</p>	<p>プラン5のうち、契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線が、法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係るもの</p>
<p>プラン5</p>	<p>プラン2のうち、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シェアードIP-PBXサービスカテゴリ-3のタイプ4のプラン2に係る契約の締結を要するもの</p>				
<p>プラン6</p>	<p>プラン5のうち、契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線が、法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係るもの</p>				

第4条の5～第14条の64（略）

（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾）

第14条の65 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をした者が、契約者指定番号発信サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係るものを除きます。）の申込をした者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。
- (6) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限り、）の申込をした者が、TSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。
- (7) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限り、）の申込をした者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第14条の65の2～3（略）

（最低利用期間）

第14条の65の4 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービス（[プラン2のコース2](#)、[プラン3](#)又は[プラン4](#)を除きます。））に限り、）には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、契約者指定番号発信サービス利用回線の登録の日から起算して30日とします。

3 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、前項の最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービス（[プラン2のコース2](#)、[プラン3](#)又は[プラン](#)

第4条の5～第14条の64（略）

（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾）

第14条の65 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をした者が、契約者指定番号発信サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係るものを除きます。）の申込をした者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。
- (6) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン4 [又はプラン6](#)に係るものに限り、）の申込をした者が、TSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。
- (7) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン4 [又はプラン6](#)に係るものに限り、）の申込をした者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第14条の65の2～3（略）

（最低利用期間）

第14条の65の4 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスの[プラン1](#) [又はプラン2のコース1](#)に係るもの）に限り、）には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、契約者指定番号発信サービス利用回線の登録の日から起算して30日とします。

3 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、前項の最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスの[プラン1](#) [又はプラン2のコース1](#)に係

[ン4を除きます。\)](#)に係るものに限ります。)の解除又はグループ発信利用回線の登録の削除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1(基本料金)に規定する額を支払っていただきます。

(契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡)

第14条の66 契約者指定番号発信サービス利用権(契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約者指定番号発信サービス利用契約に基づいて契約者指定番号発信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社が指定する電話等サービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の規定により契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 契約者指定番号発信サービス利用権を譲り受けようとする者が、電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスの[プラン2に係るものに限ります。](#))を譲り受けようとする者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。
- (5) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者が、TSR(株式会社東京商工リサーチ)が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。
- (6) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。

るものに限ります。)の解除又はグループ発信利用回線の登録の削除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1(基本料金)に規定する額を支払っていただきます。

(契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡)

第14条の66 契約者指定番号発信サービス利用権(契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約者指定番号発信サービス利用契約に基づいて契約者指定番号発信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社が指定する電話等サービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の規定により契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 契約者指定番号発信サービス利用権を譲り受けようとする者が、電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスの[プラン1又はプラン3に係るものを除きます。](#))を譲り受けようとする者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。
- (5) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスのプラン4又は[プラン6](#)に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者が、TSR(株式会社東京商工リサーチ)が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。
- (6) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン4又は[プラン6](#)に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除)

第 14 条の 67 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、契約者指定番号発信サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により通知していただきます。

2 削除

3 前 2 項に規定するほか、当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第 2 種グループ発信サービスのプラン 1 又はプラン 3 に係る者を除きます。[以下この号において同じとします。](#)）からその契約者指定番号発信サービスに係る第 6 種シェアード IP-PBX サービス利用契約の解除の申出があった場合、同時にその契約者指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

4 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第 2 種グループ発信サービスのプラン 4 に係る者に限ります。）が、株式会社 NTT ドコモと締結している法人等の携帯電話等契約が解除されていることを確認した場合、その契約指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

第 14 条の 68～第 24 条（略）

(通話の切断)

第 25 条 当社は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 15 条第 2 項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通話を切断することがあります。この場合、あらかじめその通話をしている者にそのことを通知します。

2 当社は、契約者指定番号発信サービス（第 2 種グループ発信サービス（[プラン 2 のコース 2 を除きます。](#)））に限り、）を利用して発信された通話について、1 回の通話時間が通

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除)

第 14 条の 67 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、契約者指定番号発信サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により通知していただきます。

2 削除

3 前 2 項に規定するほか、当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第 2 種グループ発信サービスのプラン 1 又はプラン 3 に係る者を除きます。）からその契約者指定番号発信サービスに係る第 6 種シェアード IP-PBX サービス利用契約の解除の申出があった場合、同時にその契約者指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

4 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第 2 種グループ発信サービスのプラン 4 [又はプラン 6](#) に係る者に限ります。）が、株式会社 NTT ドコモと締結している法人等の携帯電話等契約が解除されていることを確認した場合、その契約指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

第 14 条の 68～第 24 条（略）

(通話の切断)

第 25 条 当社は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 15 条第 2 項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通話を切断することがあります。この場合、あらかじめその通話をしている者にそのことを通知します。

2 当社は、契約者指定番号発信サービス（第 2 種グループ発信サービスの[プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るもの](#)）に限り、）を利用して発信された通話について、1 回の

話の開始時点から起算して 120 分を超える場合、その通話をしている者に通知することなく、その通話を切断することがあります。

3 削除

第 26 条～第 54 条 (略)

別記

1～10 の 5 (略)

10 の 5 の 2 付加的役務通話契約

- (1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る契約 (カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 のタイプ 1 プラン 1、タイプ 2、タイプ 3 若しくはタイプ 5、カテゴリー 4、 <u>カテゴリー 6 又はカテゴリー 7</u> に係るものに限ります。) 第 2 種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ 1 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款

- (2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る契約 (カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 のタイプ 1 プラン 1、タイプ 2、タイプ 3 若しくはタイプ 5、カテゴリー 4、 <u>カテゴリー 6 又はカテゴリー 7</u> に係るものに限ります。) 第 2 種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ 1 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款

10 の 6 I P 通信網サービス契約

- (1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称

通話時間が通話の開始時点から起算して 120 分を超える場合、その通話をしている者に通知することなく、その通話を切断することがあります。

3 削除

第 26 条～第 54 条 (略)

別記

1～10 の 5 (略)

10 の 5 の 2 付加的役務通話契約

- (1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る契約 (カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 のタイプ 1 プラン 1、タイプ 2、タイプ 3、 <u>タイプ 4 プラン 2 (転送先特定番号機能に係るものに限ります。)</u> 若しくはタイプ 5、カテゴリー 4、 <u>カテゴリー 7 又はカテゴリー 8</u> に係るものに限ります。) 第 2 種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ 1 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款

- (2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る契約 (カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 のタイプ 1 プラン 1、タイプ 2、タイプ 3、 <u>タイプ 4 プラン 2 (転送先特定番号機能に係るものに限ります。)</u> 若しくはタイプ 5、カテゴリー 4、 <u>カテゴリー 7 又はカテゴリー 8</u> に係るものに限ります。) 第 2 種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ 1 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款

10 の 6 I P 通信網サービス契約

- (1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリ-4、 <u>カテゴリ-6又はカテゴリ-7</u> に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款
第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	

11～13 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (5) (略)	
(6) 契約者指定番号発信サービスに関する基本額及び加算額の適用	当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約 (第2種グループ発信サービス (<u>プラン3</u> を除きます。)) に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。) について、その契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線の数に応じ、2 (料金額) に定める基本額を合算して適用します。
(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 契約者指定番号発信サービス利用契約 (第2種グループ発信サービス (<u>プラン2のコース2、プラン3又はプラン4を除きます。)</u> に係るものに限ります。) 以下この欄において同じとします。) には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。 イ 契約者指定番号発信サービス利用契約者 (第2種グループ発信サービス (<u>プラン2のコース2、プラン3又はプラン4を除きます。)</u> に係る者に限ります。) は、最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約の解除又はグループ発

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3、 <u>タイプ4若しくはタイプ5、カテゴリ-4、カテゴリ-7又はカテゴリ-8</u> に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款
第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	

11～13 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (5) (略)	
(6) 契約者指定番号発信サービスに関する基本額及び加算額の適用	当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約 (第2種グループ発信サービス (<u>プラン3、プラン4又はプラン6</u> を除きます。)) に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。) について、その契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線の数に応じ、2 (料金額) に定める基本額を合算して適用します。
(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 契約者指定番号発信サービス利用契約 (第2種グループ発信サービスの <u>プラン1又はプラン2のコース1</u> に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。) には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。 イ 契約者指定番号発信サービス利用契約者 (第2種グループ発信サービスの <u>プラン1又はプラン2のコース1</u> に係る者に限ります。) は、最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約の解除又はグループ発信サービス利用回線の登録

信サービス利用回線の登録の削除があった場合は、第30条の2（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その解除又は削除に係るグループ発信サービス利用回線（最低利用期間を満了したものを除きます。）の数に応じ、次表に定める違約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

1のグループ発信サービス利用回線ごとに

区 分	金 額
違約金	1,000円（不課税）

(8) ~ (14) 略

2 料金額

2-1 回線使用料（基本料）

2-1-1 削除

2-1-2 削除

2-1-3 削除

2-1-4 削除

2-1-5 契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限ります。）に係るもの

区 分		単 位	料金額（月額）
基本額	プラン1に係るもの	契約者指定番号発信サービス利用契約者識別符号ごとに	2,000円（2,200円）
	プラン2に係るもの	コース1に係るもの	300円（330円）
	コース2に係るもの		

の削除があった場合は、第30条の2（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その解除又は削除に係るグループ発信サービス利用回線（最低利用期間を満了したものを除きます。）の数に応じ、次表に定める違約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

1のグループ発信サービス利用回線ごとに

区 分	金 額
違約金	1,000円（不課税）

(8) ~ (14) 略

2 料金額

2-1 回線使用料（基本料）

2-1-1 削除

2-1-2 削除

2-1-3 削除

2-1-4 削除

2-1-5 契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限ります。）に係るもの

区 分		単 位	料金額（月額）
基本額	プラン1に係るもの	契約者指定番号発信サービス利用契約者識別符号ごとに	2,000円（2,200円）
	プラン2に係るもの	コース1に係るもの	300円（330円）
	コース2に係るもの		

2-1-6~2-2 (略)																			
第2 通話に関する料金																			
1 適用																			
区 分	内 容																		
(1) ~ (20) 略																			
(21)第2種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用	<p>ア 当社は、第2種グループ発信サービス（プラン2に限りま す。以下この欄において同じとします。）について次のとおり 区分を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>(22) (契約者指定番号発信サービスに係る一 定の通話回数を上限とした通話料の減額) に規 定する減額の適用を受けるもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>コース1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービ スに限ります。以下、この欄において同じとします。）を利用 して行う通話のうち、国内通話に関する料金（当社が別に定 める通話を除きます。）については、次表のとおり適用しま す。 (ア) プラン1及びプラン2のコース1に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する 料金</td> <td>60秒まで ごとに</td> <td>30円 (33円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) プラン2のコース2及びプラン3並びにプラン4に係 るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する</td> <td>30秒まで ごとに</td> <td>10円 (11円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	コース1	(22) (契約者指定番号発信サービスに係る一 定の通話回数を上限とした通話料の減額) に規 定する減額の適用を受けるもの	コース2	コース1以外のもの	区 分	単 位	料金額	1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する 料金	60秒まで ごとに	30円 (33円)	区 分	単 位	料金額	1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する	30秒まで ごとに	10円 (11円)
区 分	内 容																		
コース1	(22) (契約者指定番号発信サービスに係る一 定の通話回数を上限とした通話料の減額) に規 定する減額の適用を受けるもの																		
コース2	コース1以外のもの																		
区 分	単 位	料金額																	
1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する 料金	60秒まで ごとに	30円 (33円)																	
区 分	単 位	料金額																	
1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する	30秒まで ごとに	10円 (11円)																	

	プラン5に係るもの	契約者指定番号発信サ ービス利用回線ごとに	300円 (330円)																					
2-1-6~2-2 (略)																								
第2 通話に関する料金																								
1 適用																								
区 分	内 容																							
(1) ~ (20) 略																								
(21)第2種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用	<p>ア 当社は、第2種グループ発信サービス（プラン2に限りま す。以下この欄において同じとします。）について次のとおり 区分を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td colspan="2">(22) (契約者指定番号発信サービスに係る一 定の通話回数を上限とした通話料の減額) に規 定する減額の適用を受けるもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td colspan="2">コース1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービ スに限ります。以下、この欄において同じとします。）を利用 して行う通話のうち、国内通話に関する料金（当社が別に定 める通話を除きます。）については、次表のとおり適用しま す。 (ア) プラン1及びプラン2のコース1に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する 料金</td> <td>60秒まで ごとに</td> <td>30円 (33円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) プラン2のコース2、プラン3、プラン4、プラン5及 びプラン6に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する</td> <td>30秒まで ごとに</td> <td>10円 (11円)</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	内 容		コース1	(22) (契約者指定番号発信サービスに係る一 定の通話回数を上限とした通話料の減額) に規 定する減額の適用を受けるもの		コース2	コース1以外のもの		区 分	単 位	料金額	1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する 料金	60秒まで ごとに	30円 (33円)	区 分	単 位	料金額	1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する	30秒まで ごとに	10円 (11円)
区 分	内 容																							
コース1	(22) (契約者指定番号発信サービスに係る一 定の通話回数を上限とした通話料の減額) に規 定する減額の適用を受けるもの																							
コース2	コース1以外のもの																							
区 分	単 位	料金額																						
1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する 料金	60秒まで ごとに	30円 (33円)																						
区 分	単 位	料金額																						
1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する	30秒まで ごとに	10円 (11円)																						

	<table border="1" data-bbox="342 172 1077 213"> <tr> <td data-bbox="342 172 759 213">料金</td> <td data-bbox="759 172 920 213"></td> <td data-bbox="920 172 1077 213"></td> </tr> </table> <p>ウ イの規定にかかわらず、契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国内通話（当社が別に定める通話に限ります。）に関する料金の額は、通話を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯に関わらず60秒までごとに30円（33円）とします。</p> <p>エ 当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話ガイ（ア）に規定する通話に該当すると判断したときは、その電気通信番号への通話に関する料金について、通話を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯に関わらず60秒までごとに30円（33円）とします。</p> <p>オ 契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については2-2-3に規定する料金額を適用します。</p> <p>カ 削除</p> <p>（注1）ウの当社が別に定める場合は、通話を行うことを目的とせずに通話を著しく繰り返す行為、その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます。）をその契約者指定番号発信サービス利用契約者が行っていると合理的に判断できる場合とします。</p> <p>（注2）エの当社が別に定める電気通信番号について現に該当するものを定めたときは、当社は、ホームページへの掲載その他の方法によりこれを周知します。</p>	料金			<table border="1" data-bbox="1120 172 2101 213"> <tr> <td data-bbox="1120 172 1536 213">料金</td> <td data-bbox="1536 172 1697 213"></td> <td data-bbox="1697 172 2101 213"></td> </tr> </table> <p>ウ イの規定にかかわらず、契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国内通話（当社が別に定める通話に限ります。）に関する料金の額は、通話を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯に関わらず60秒までごとに30円（33円）とします。</p> <p>エ 当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話ガイ（ア）に規定する通話に該当すると判断したときは、その電気通信番号への通話に関する料金について、通話を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯に関わらず60秒までごとに30円（33円）とします。</p> <p>オ 契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については2-2-3に規定する料金額を適用します。</p> <p>カ 削除</p> <p>（注1）ウの当社が別に定める場合は、通話を行うことを目的とせずに通話を著しく繰り返す行為、その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます。）をその契約者指定番号発信サービス利用契約者が行っていると合理的に判断できる場合とします。</p> <p>（注2）エの当社が別に定める電気通信番号について現に該当するものを定めたときは、当社は、ホームページへの掲載その他の方法によりこれを周知します。</p>	料金		
料金								
料金								
(22) ~ (24) 略	(22) ~ (24) 略							
<p>附 則（令和5年6月28日 C A S 1 第000400000898-01号）</p> <p>この改正規定は、令和5年6月30日から実施します。</p>								